財務諸表等(民間会計基準準拠)

国際金融等勘定

1. 財務諸表の作成方法について

当行の財務諸表(民間の会計基準に準拠して作成した財務諸表)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

ただし、前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

本財務諸表は国際協力銀行法(平成 11 年法律第 35 号)第 41 条に定める国際金融等業務にかかる財務諸表であります。

2. 監査証明について

当行は、前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)の国際金融等勘定財務諸表について、証券取引法第193条の2の規定に準じて、また、当事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)の国際金融等勘定財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、新日本監査法人による監査を受けており、その監査報告書は財務諸表の直前に掲げております。

3. 連結財務諸表について

当行は、子会社を有していないため連結財務諸表は作成しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

国 際 協 力 銀 行 総 裁 田 波 耕 治 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 **身 及 羊**谷 業務執行社員

指定社員公認会計士 管原和信息

指定社員 公認会計士 入 木 芳 火 業務執行社員

当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて 監査証明を行うため、「経理の状況」のうち「財務諸表等(民間会計基準準拠)」に掲げられて いる国際協力銀行における国際金融等勘定の平成19年4月1日から平成20年3月31日 までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、国際金融等勘定貸借対照表、国際金融等勘定損益 計算書、国際金融等勘定株主資本等変動計算書、国際金融等勘定キャッシュ・フロー計算書及び 国際金融等勘定附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、 当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、国際協力銀行における国際金融等勘定の平成20年3月31日現在の財政状態 並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要 な点において適正に表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

財務諸表等

(1)財務諸表

国際金融等勘定貸借対照表

(資産	産の部)				(金額)	単位:百万円)
		期別	第8期5	ŧ	第9期5	ŧ
			(平成19年3月]31日)	(平成20年3月]31日)
	科目		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現	金 預 け 金		260,732	2.68	305,395	3.37
	現 預 け 金		7 260,725		5 305,389	
有			200,725 804	0.01	790	0.01
"			12	0.01	12	0.01
			791		777	
貸	出 金	1,2,3,4,5,6,7,9	7,888,505	81.02	6,662,680	73.62
	証 書 貸 付		7,888,505		6,662,680	
そ	の 他 資 産		198,249	2.04	639,161	7.06
	前 払 費 用 未 収 収 益		172		221	
			77,186		64,113	
	金融派生商品		100,569		553,945	
	概算国庫納付金	13	20,119		20,661	
	その他の資産		201		219	
有	形固定資産	11	18,457	0.19	18,041	0.20
	建 物 土 地 建 設 仮 勘 定		8,110		7,770	
	土 地 建 設 仮 勘 定		9,556		9,556	
	建設仮勘定		45		22	
	その他の有形固定資産		745		692	
無	形固定資産		2,180	0.02	2,642	0.03
	ソフトウェア		2,176		1,907	
	その他の無形固定資産		3		735	
債	券 繰 延 資 産		1,066	0.01	1,145	0.01
	債 券 発 行 費		1,066		1,145	
支	払 承 諾 見 返		1,496,958	15.37	1,536,922	16.98
貸	倒 引 当 金		130,061	1.34	116,226	1.28
資	産の部合計		9,736,893	100.00	9,050,552	100.00

(負	債	及	U	バ純	資	産	の	部	1
---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

(貝頂及ひ純質産の部)						
	期	別	第8期5	ŧ	第9期5	₹
	_		(平成19年3月	31日)	(平成20年3月]31日)
科目			金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
黄	10		1,976,086	20.30	2,053,373	22.69
債券発行高			1,976,086		2,053,373	
借 用 金			4,380,023	44.98	3,665,483	40.50
借 入 金			4,380,023		3,665,483	
その他負債			194,629	2.00	42,797	0.47
未 払 費 用 前 受 収 益 金 融 派 生 商			40,993		33,039	
別 党 収 益 全 軸 派 生 苺 ロ			7,780		6,367	
金融派生商品の他の負債			143,734 2,121		1,885 1,504	
黄 与 引 当 金			637	0.01	641	0.01
退職給付引当金			10,031	0.10	10,673	0.12
支 払 承 諾			1,496,958	15.37	1,536,922	16.98
負債の部合計			8,058,365	82.76	7,309,891	80.77
株 主 資 本			1,679,649	17.25	1,708,446	18.88
国際金融等勘定資本金			985,500		985,500	
利 益 剰 余 金	12		694,149		722,946	
その他利益剰余金			694,149		722,946	
国際金融等勘定準備金			745,236		780,375	
繰 越 利 益 剰 余 金			51,086		57,429	
評価・換算差額等			1,122	0.01	32,215	0.35
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益			1,122		32,215	
純資産の部合計			1,678,527	17.24	1,740,661	19.23
負債及び純資産の部合計			9,736,893	100.00	9,050,552	100.00

国際金融等勘定損益計算書

				(並領年	1位:日万円)
	期別	第8期	抈	第9期	月
		(自 平成18:	年4月1日	(自 平成19:	年4月1日
		至 平成19:	年3月31日)	至 平成20:	年3月31日)
科 目 経 常 収 益		金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
経 常 収 益 資 金 運 用 収 益		350,021	100.00	351,719	100.00
│ 資金運用収益		340,956		340,867	
■ 貸 出 金 利 息		332,441		329,238	
預 け 金 利 息		8,515		11,629	
役 務 取 引 等 収 益		7,759		10,597	
【 その他の役務収益		7,759		10,597	
その他業務収益		1,100		113	
外国 為替 売 買 益		1,099		-	
外国為替売買益 金融派生商品収益 その他経常収益		0		113	
		205		140	
その他の経常収益		205		140	
経 常費 用		300,174	85.76	301,338	85.68
資 金 調 達 費 用		280,718		273,771	
債 券 利 息		72,052		63,463	
借用金利息		76,547		64,297	
金利スワップ支払利息		132,117		146,010	
役務 取引等費用		2,042		1,838	
その他の役務費用 その他業務費用		2,042		1,838	
		1,193		8,939	
外国為替売買損		-		8,103	
债 券 発 行 費 償 却		979		641	
金融派生商品費用 その他の業務費用		17		-	
		195		194	
営業経費 その他経常費用		16,178		16,789	
その他の経常費用		43 43		-	
		49,846	14.24	50,380	14.32
経 常 利 益 特 別 利 益		19,743	5.64	13,673	3.89
特別 利益 固定資産処分益 貸倒引当金戻入益		19,743	5.04	13,073	3.09
章 是 元 元 五 章 是 元 元 五 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章		17,901		11,749	
賞 却 債 権 取 立 益		1,825		1,915	
特別損失		43	0.01	118	0.03
固定資産処分損		43	0.01	118	5.50
固定資産処分損 当期(純利益		69,546	19.87	63,935	18.18
		22,010	. 5.0.	22,000	

国際金融等勘定株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

<u> </u>	9 11 4月1日	主 平成1	9十3月31日	- /				<u>(, 日八〇)</u>
			株主資本			評価·換	評価・換算差額等	
	資本金		利益剰余金					純資産
	国際金融	その他利	益剰余金	利益剰余	株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価·換算 差額等 合計	合計
	等勘定資本金	国際金融 等勘定 準備金	繰越利益 剰余金	金合計				
平成18年3月31日残高	985,500	709,148	48,457	660,690	1,646,190	-	-	1,646,190
事業年度中の変動額								
国際金融等勘定 資本金増減	-					-		-
国際金融等勘定 準備金繰入	-	36,087	36,087	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	36,087	36,087	36,087	-	-	36,087
当期純利益	-	-	69,546	69,546	69,546	-	-	69,546
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	- 	-	-	-	-	1,122	1,122	1,122
事業年度中の変動額合計	-	36,087	2,628	33,459	33,459	1,122	1,122	32,336
平成19年3月31日残高	985,500	745,236	51,086	694,149	1,679,649	1,122	1,122	1,678,527

⁽注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。

<u> </u>	9 11 4月1日	主 平成2	043月31日	- /				<u>(, 日八〇)</u>
			株主資本			評価·換	評価·換算差額等	
	資本金		利益剰余金					純資産
	国際金融	その他利	益剰余金	利益剰余	株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価·換算 差額等 合計	合計
	等勘定 資本金	国際金融 等勘定 準備金	繰越利益 剰余金	金合計				
平成19年3月31日残高	985,500	745,236	51,086	694,149	1,679,649	1,122	1,122	1,678,527
事業年度中の変動額								
国際金融等勘定 資本金増減	-	-	-	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 準備金繰入	-	35,139	35,139	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	35,139	35,139	35,139	-	-	35,139
当期純利益	-	-	63,935	63,935	63,935	-	-	63,935
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	33,338	33,338	33,338
事業年度中の変動額合計	-	35,139	6,343	28,796	28,796	33,338	33,338	62,134
平成20年3月31日残高	985,500	780,375	57,429	722,946	1,708,446	32,215	32,215	1,740,661

⁽注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。

		(金額単位:百万円)
期 別	第8期	第9期
科目	(自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	(自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
. 営業活動によるキャッシュ・フロー	<u> 土 円成19年9月91日)</u>	<u> </u>
当期純利益	69,546	63,935
減価償却費	1,267	1,356
横側見が見 貸倒引当金の増減()額	17,901	13,835
賞与引当金の増減()額	4	10,033
退職給付引当金の増減()額	182	642
資金運用収益	340,956	340,867
資金調達費用	280,718	273,771
有価証券関連損益()	43	13
為替差損益()	10,419	133
有形固定資産処分損益()	26	110
貸出金の純増()減	256,940	1,225,825
債券の純増減()	122,204	77,719
借用金の純増減()	526,546	714,540
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	107,848	35,466
資金運用による収入	346,338	353,333
資金調達による支出	285,199	281,881
その他	8,421	563,731
営業活動によるキャッシュ・フロー	232,253	117,430
. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	438	187
有価証券の売却等による収入	-	82
有形固定資産の取得による支出	445	417
無形固定資産の取得による支出	189	1,107
有形固定資産の売却による収入	21	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,052	1,618
. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
国庫納付の支払額	36,314	35,681
財務活動によるキャッシュ・フロー	36,314	35,681
. 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
. 現金及び現金同等物の増減額	269,619	80,129
現金及び現金同等物の期首残高	300,742	<u>31,122</u>
. 現金及び現金同等物の期末残高	31,122	111,251

		第8期	第9期
		(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日
		至 平成19年3月31日)	至 平成20年3月31日)
1.	勘定の区分及	当行の勘定は、国際協力銀行法(平成 11	同 左
	び会計処理の	年法律第 35 号)第 41 条により、国際金融	
	方法	等業務と海外経済協力業務のそれぞれの業	
		務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設け	
		て整理することとされており、国際金融等勘	
		定と海外経済協力勘定の 2 つに区分経理し	
		ております。区分経理においては、それぞれ	
		の業務に直結する取引についてはそれぞれ	
		の勘定に、共通経費等については一定の配分	
		率にてそれぞれの勘定に按分し、計上してお	
		ります。	
2.	有価証券の評	有価証券のうち保有しているものは、すべ	同 左
	価基準及び評	て時価のない「その他有価証券」に分類され、	
	価方法	移動平均法による原価法により行っており	
		ます。	
3.	デリバティブ	デリバティブ取引の評価は、時価法により	同 左
	取引の評価基	行っております。	
	準及び評価方		
	法		
4.	固定資産の減	(1)有形固定資産	(1)有形固定資産
	価償却の方法	有形固定資産は、定率法(ただし、平成	有形固定資産は、定率法(ただし、平成
		10年4月1日以後に取得した建物(建物附	10年4月1日以後に取得した建物(建物附
		属設備を除く。)については定額法)を採用	属設備を除く。)については定額法)を採用
		しております。	しております。
		なお、主な耐用年数は次のとおりであり	また、主な耐用年数は次のとおりであり
		ます。	ます。
		建物:38 年~50 年	建物:38 年~50 年
		動産:2 年~20 年	動産:2 年~20 年
			(会計方針の変更)
			平成 19 年度税制改正に伴い、平成 19 年 4
			月 1 日以後に取得した有形固定資産につい
			ては、改正後の法人税法に基づく償却方法に
			より減価償却費を計上しております。なお、
			これによる損益に与える影響は軽微であり
			ます。
			(追加情報)
1			当事業年度より、平成 19 年 3 月 31 日以
			前に取得した有形固定資産については、償却
			可能限度額に達した事業年度の翌事業年度
			以後、残存簿価を5年で均等償却しておりま
1			す。なお、これによる貸借対照表等に与える
		ノ2ト価形国ウ次立	影響は軽微であります。
1		(2)無形固定資産 無い国党資産は、党領法により償却して	(2)無形固定資産 同 左
		無形固定資産は、定額法により償却して おります。なお、自社利用のソフトウェア	
		ありまり。 なお、 自在利用のソフトリェア については、行内における利用可能期間 (5	
1		年)に基づいて償却しております。	
		十丿に埜ノいて頂叫してのリまり。	

		AAT A 440	//r A 440
		第8期	第9期
		(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)	(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)
5.	繰延資産の処	(会計方針の変更)	情券発行費は、債券の償還期限までの期間 「おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお
ĺ	理方法	債券発行差金は従来、資産として計上し、	にわたり定額法により償却しております。
	27375	債券の償還期間にわたり均等償却を行って	なお、平成 18 年 3 月 31 日以前に発行し
		おりましたが、「金融商品に関する会計基準」	た債券に係る債券発行費は、「繰延資産の会
		(会計基準第 10 号平成 18 年 8 月 11 日)が一	計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報
		部改正され、改正会計基準の公表日以後に終	告第 19 号 平成 18 年 8 月 11 日) の経過措
		了する事業年度から適用することになった	置に基づき 3 年間の均等償却を行っており
		ことに伴い、当事業年度から改正会計基準を	ます。
		適用し、債券は償却原価法(定額法)に基づい	6 7 0
		て算定された価額をもって貸借対照表価額	
		としております。これにより、従来の方法に	
		比べ「債券繰延資産」中の債券発行差金は	
		2,213 百万円、「その他負債」中の前受収益	
		は 103 百万円、及び「債券」は 2,109 百万	
		円、それぞれ減少しております。	
		つ、それぞれがプレビのりより。 なお、平成 18 年 3 月 31 日に終了する事	
		なの、平成 18 年 3 月 31 口に終] 9 る事業年度の貸借対照表に計上した債券発行差	
		金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の	
		取扱い」(企業会計基準実務対応報告第 19	
		母平成 18 年 8 月 11 日)の経過措置に基づ	
		5千成 16 千 6 月 11 日)の経過指量に基フ き従前の会計処理を適用し、債券の償還期間	
		にわたり均等償却を行うとともに未償却残	
		高を債券から直接控除しております。	
		債券発行費は従来、資産として計上し、商 さの担宅に進じて、2. 年間で増加を行ってお	
		法の規定に準じて 3 年間で償却を行ってお	
		りましたが、「繰延資産の会計処理に関する	
		当面の取扱い」(実務対応報告第 19 号平成	
		18年8月11日)が公表日以後終了する事業	
		年度から適用されることとなったことに伴	
		い、当事業年度から同実務対応報告を適用し	
		ております。これにより、従来の方法に比べ	
		「債券繰延資産」中の債券発行費は 45 百万	
		円増加し、「その他業務費用」中の債券発行	
		費償却は同額減少するとともに、当期純利益	
		は同額増加しております。	
		なお、平成18年3月31日に終了する事	
		業年度の貸借対照表に計上した債券発行費	
		は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前	
		の会計処理を適用し 3 年間の均等償却を行	
	机化油一次一	っております。	- +
6.	外貨建て資産	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場に	同 左
	及び負債の本	よる円換算額を付しております。	
	邦通貨への換		
	算基準	(4) 俗がコルム	
7.	引当金の計上	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
	基準	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が
		発生している債務者(以下「破綻先」という。)	発生している債務者(以下「破綻先」という。)
		に係る債権及びそれと同等の状況にある債	に係る債権及びそれと同等の状況にある債
		務者(以下「実質破綻先」という。)に係る	務者(以下「実質破綻先」という。)に係る
		債権については、以下のなお書きに記載され	債権については、以下のなお書きに記載され
		ている直接減額後の帳簿価額から、担保の処	ている直接減額後の帳簿価額から、担保の処

		第8期	第9期
		(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日
		至 平成19年3月31日)	至 平成20年3月31日)
		分可能見込額及び保証による回収可能見込	分可能見込額及び保証による回収可能見込
		額を控除し、その残額を計上しております。	額を控除し、その残額を計上しております。
		また、現在は経営破綻の状況にないが、今後	また、現在は経営破綻の状況にないが、今後
		経営破綻に陥る可能性が大きいと認められ	経営破綻に陥る可能性が大きいと認められ
		る債務者に係る債権については、債権額か	る債務者に係る債権については、債権額が
		ら、担保の処分可能見込額及び保証による回	ら、担保の処分可能見込額及び保証による回
		収可能見込額を控除し、その残額のうち、債	収可能見込額を控除し、その残額のうち、個
		務者の支払能力を総合的に判断し必要と認	務者の支払能力を総合的に判断し必要と説
		める額を計上しております。上記以外の債権	める額を計上しております。上記以外の債権
		については、過去の一定期間における貸倒実	については、過去の一定期間における貸倒す
		績から算出した貸倒実績率等に基づき計上	績から算出した貸倒実績率等に基づき計」
		しております。特定海外債権については、対	しております。特定海外債権については、タ
		象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損	象国の政治経済情勢等に起因して生ずる!
		失見込額を特定海外債権引当勘定として計	失見込額を特定海外債権引当勘定として記
		上しております。	上しております。
		すべての債権は、資産の自己査定基準に基	すべての債権は、資産の自己査定基準に基
		づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当	 づき、営業関連部署が資産査定を実施し、
		該部署から独立した資産監査部署が査定結	│ │ 該部署から独立した資産監査部署が査定約
		果を監査しており、その査定結果に基づいて	果を監査しており、その査定結果に基づいる。
		上記の引当を行っております。	上記の引当を行っております。
		なお、破綻先及び実質破綻先に対する担	なお、破綻先及び実質破綻先に対する
		保・保証付債権等については、債権額から担	保・保証付債権等については、債権額から打
		保の評価額及び保証による回収が可能と認	保の評価額及び保証による回収が可能と記
		められる額を控除した残額を取立不能見込	められる額を控除した残額を取立不能見
		額として債権額から直接減額しており、その	額として債権額から直接減額しており、その
		金額は 5,472 百万円であります。	金額は 4,642 百万円であります。
		(2) 賞与引当金	(2) 賞与引当金
		(2) 負っカヨ並 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに	(,
			同 左
		備えるため、従業員に対する賞与の支給見込	
		額のうち、当事業年度に帰属する額を計上し	
		ております。	
		賞与引当金には、役員に係る引当金が含ま	
		れております。	
		(3) 退職給付引当金	(3)退職給付引当金
		退職給付引当金は、従業員の退職給付に備	同 左
		えるため、当事業年度末における退職給付債	
		務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を	
		計上しております。また、数理計算上の差異	
		の損益処理方法は以下のとおりであります。	
		数理計算上の差異:その発生年度に一括し	
		て損益処理しております。	
		また、退職給付引当金には、役員に係る引	
		当金が含まれております。	
8.	リース取引の	リース物件の所有権が借主に移転すると	同 左
	処理方法	認められるもの以外のファイナンス・リース	
		取引については、通常の賃貸借取引に準じた	
		会計処理によっております。	

		第8期	第9期
		第 6 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日	第9期 (自 平成19年4月1日
		至 平成18年4月1日	至 平成20年3月31日)
9.	ヘッジ会計の		(イ) 金利リスク・ヘッジ
	方法	ヘッジ会計の方法	同左
		繰延ヘッジ処理によっております。	
		ヘッジ手段とヘッジ対象	
		ヘッジ手段金利スワップ	
		ヘッジ対象貸出金、借用金、債券	
		ヘッジ方針	
		金利リスクをヘッジするため、対象債権・	
		債務の範囲内でヘッジを行っております。	
		ヘッジの有効性評価の方法	
		ヘッジ開始時から有効性判定時点までの	
		期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキ	
		ャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の	
		相場変動又はキャッシュフロー変動の累計	
		等を比較し、両者の変動額等を基礎として判	
		断しております。	
		(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
		外貨建金融資産・負債から生じる為替変動	同 左
		リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行	
		業における外貨建取引等の会計処理に関す	
		る会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会	
		計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)に	
		規定する繰延ヘッジによっております。ヘッ	
		ジ有効性評価の方法については、外貨建金銭	
		債権債務等の為替変動リスクを減殺する目	
		的で行う通貨スワップ取引及び為替スワッ	
		プ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象であ	
		る外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手	
		段の外貨ポジション相当額が存在すること	
		を確認することによりヘッジの有効性を評	
		価しております。	
10.	消費税等の会	消費税及び地方消費税(以下、消費税等と	同 左
I	計処理	いう。)の会計処理は、税抜方式によってお	
I		ります。ただし有形固定資産に係る控除対象	
		外消費税等は当事業年度の費用に計上して	
		おります。	
11.	キャッシュ・フ	キャッシュ・フロー計算書における資金の	同 左
	ロー計算書に	範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のう	
	おける資金の	ち現金及び日本銀行への預け金であります。 	
	範囲		

第8期	第9期
(自 平成 18 年 4 月 1 日	(自 平成 19 年 4 月 1 日
至 平成 19年3月31日)	至 平成 20 年 3 月 31 日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)	
「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」	
(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対	
照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指	
針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)	
を当事業年度から適用しております。	
当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する	
金額は 1,679,649 百万円であります。	
なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部に	
ついては、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に	
伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則によ	
り作成しております。	
(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)	
「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会	
計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号	
平成 18 年 9 月 8 日) が公表日以後終了する事業年度か	
ら適用されることとなったことに伴い、当事業年度から	
同実務対応報告を適用しております。これによる貸借対	
照表等に与える影響はありません。	
	(金融商品に関する会計基準)
	「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及
	び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会
	会計制度委員会報告第 14 号)等における有価証券の範囲に
	関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同
	7月4日付) 金融商品取引法の施行日以後に終了する事業
	年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度
	から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

第8期

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」 (内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日)により改正され、 平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり表示を変更しております。

(貸借対照表関係)

- (1)「利益剰余金」に内訳表示していた「国際金融等勘 定準備金」及び「当期未処理損失」は、「その他利益剰 余金」の「国際金融等勘定準備金」及び「繰越利益剰 余金」として表示しております。
- (2) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」 又は「その他資産」に区分して表示しております。

「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定 資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」 に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」 中の「建設仮勘定」として表示しております。

「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金 は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」 として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資 産」として表示しております。

(4)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア は、「無形固定資産」の「ソフトウェア」に表示してお ります。

(損益計算書関係)

「動産不動産処分益」及び「動産不動産処分損」は、 貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無 形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処 分益」及び「固定資産処分損」として表示しておりま す。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

「動産不動産処分損益()」は、貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「有形固定資産処分損益()」等として表示しております。

また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定 資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却 による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等 として表示しております。 (貸借対照表関係)

第8期末

(平成19年3月31日)

1.貸出金のうち、破綻先債権額は 47,333 百万円であ ります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法及び商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。

2.貸出金のうち、延滞債権額は 126,610 百万円であり ます。

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は112,868百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の 支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決 めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ 月以上延滞債権に該当しないものであります。

5.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額 及び貸出条件緩和債権額の合計額は 286,813 百万円 であります。

なお、上記1.から5.に掲げた債権額は、貸倒引 当金控除前の金額であります。

6.国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成18年度末時点で、

第9期末

(平成20年3月31日)

1.貸出金のうち、破綻先債権額は 35,877 百万円であ ります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。

2.貸出金のうち、延滞債権額は109,805百万円であります。

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 42,820 百万 円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の 支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決 めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ 月以上延滞債権に該当しないものであります。

5.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額 及び貸出条件緩和債権額の合計額は 188,504 百万円 であります。

なお、上記1.から5.に掲げた債権額は、貸倒引 当金控除前の金額であります。

6.国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成19年度末時点で、

第8期末

(平成19年3月31日)

パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている 債権の繰延べ対象元本残高は、347,972 百万円となっ ております。

かかる債権については、当行の公的債権者としての 特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にす る観点から、債務者区分が要注意先となっている債務 国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債 権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを 除き、原則として貸出条件緩和債権として分類してお ります。上記4.に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、 かかる債権額は、7,753 百万円(うち繰延べ対象元本 残高は3,838 百万円)となっております。

7 .平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成19年3月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成19年3月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、7,460百万円となっております。

本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記1.から5.に掲げた債権には含めておりません。

- 8.担保に供している資産はありません。
- 9.当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,242,335百万円であります。
- 10.下記の債券については、銀行等との間に締結した 債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行 引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、 同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相 殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行 の債券償還義務は債券償還時まで存続します。

第9期末

(平成20年3月31日)

パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている 債権の繰延べ対象元本残高は、334,826 百万円となっ ております。

かかる債権については、当行の公的債権者としての 特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にす る観点から、債務者区分が要注意先となっている債務 国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債 権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを 除き、原則として貸出条件緩和債権として分類してお ります。上記4.に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、 かかる債権額は、8,806 百万円(うち繰延べ対象元本 残高は5,220百万円)となっております。

7 .平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 20 年 3 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成 20年 3 月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、4,922 百万円となっております。

本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記1.から5.に掲げた債権には含めておりません。

- 8. 同 左
- 9.当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,282,848百万円であります。
- 10.下記の債券については、銀行等との間に締結した 債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行 引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、 同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相 殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行 の債券償還義務は債券償還時まで存続します。

第8期末 (平成19年3月31日)

銘 柄	譲渡金額(百万円)
24 113	版(X 並 日 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /
第 5 回国際協力銀行債券	50,000
第7回国際協力銀行債券	60,000
第9回国際協力銀行債券	50,000
第 11 回国際協力銀行債券	50,000

1 1 . 有形固定資産の減価償却累計額 14,303 百万円

12.利益剰余金について

当行は国際協力銀行法第 44 条により、国際金融等 勘定については準備金を積み立てております。

13. 概算国庫納付について

当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当事業年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 20,119 百万円を資産計上しております。

第9期末 (平成20年3月31日)

渡金額(百万円)
60,000
50,000
50,000

1 1 . 有形固定資産の減価償却累計額 14,491 百万円

12. 同左

13. 概算国庫納付について

当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当事業年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 20,661 百万円を資産計上しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

(TTFF = FT HISTENSIS)	
第8期	第 9 期
(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)	(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記さ	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記さ
れている科目の金額との関係	れている科目の金額との関係
平成 19 年 3 月 31 日現在	平成 20 年 3 月 31 日現在
現金預け金勘定 260,732 百万円	現金預け金勘定 305,395 百万円
当座預け金(日銀を除く)・ _ 普通預け金・定期性預け金 229,610 百万円	当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金・定期性預け金 194,143 百万円
現金及び現金同等物 <u>31,122 百万円</u>	現金及び現金同等物 <u>111,251 百万円</u>

1年超

リース資産に配分された減損損失はありません。

合計

(減損損失について)

(リース取引関係)			
第8期		第9期	
(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)		(自 平成 19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1.リース物件の所有権が借主に移転する。	と認められる	1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるも	
もの以外のファイナンス・リース取引		の以外のファイナンス・リース	ス取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償	却累計額相当	・リース物件の取得価額相当額	領、減価償却累計額相当
額及び期末残高相当額		額及び期末残高相当額	
取得価額相当額		取得価額相当額	
動産	408 百万円	動産	372 百万円
その他	340 百万円	その他	516 百万円
合計	748 百万円	合計	888 百万円
減価償却累計額相当額		減価償却累計額相当額	
動産	295 百万円	動産	206 百万円
その他	221 百万円	その他	320 百万円
合計	516 百万円	合計	527 百万円
期末残高相当額		期末残高相当額	
動産	113 百万円	動産	165 百万円
_その他	118 百万円	その他	195 百万円
合計	231 百万円	合計	361 百万円
・未経過リース料期末残高相当額		・未経過リース料期末残高相	当額
1 年内	147 百万円	1 年内	128 百万円
1 年超	21 百万円	1年超	237 百万円
	238 百万円	合計	366 百万円
・当期の支払リース料、減価償却費相当	額及び支払利	・当期の支払リース料、減価値	賞却費相当額及び支払利
息相当額		息相当額	
支払リース料	177 百万円	支払リース料	213 百万円
減価償却費相当額	169 百万円	減価償却費相当額	204 百万円
支払利息相当額	6 百万円	支払利息相当額	7 百万円
・減価償却費相当額の算定方法		・減価償却費相当額の算定方流	
リース期間を耐用年数とし、残存価	額を零とする	リース期間を耐用年数と	し、残存価額を零とする
定額法によっております。		定額法によっております。	
・利息相当額の算定方法		・利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得化		リース料総額とリース物件の取得価額相当額と	
の差額を利息相当額とし、各期への配金	分方法につい	の差額を利息相当額とし、各	S期への配分方法につい
ては、利息法によっております。		ては、利息法によっており	-
2.オペレーティング・リース取引		2.オペレーティング・リース取	31
・未経過リース料		・未経過リース料	
1 年内	3 百万円	1 年内	-

1年超

合計

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

3 百万円

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

. 前事業年度

- 1.売買目的有価証券 (平成19年3月31日現在) 該当ありません。
- 2.満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成19年3月31日現在) 該当ありません。
- 3. その他有価証券で時価のあるもの (平成19年3月31日現在) 該当ありません。
- 4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) 該当ありません。
- 5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) 該当ありません。
- 6.時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成19年3月31日現在)

	<u> </u>	<u> </u>
		金額
満期保有目的の債券		-
	非上場外国債券	-
その他有価証券		804
	非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	12
	非上場外国株式	-
	その他の非上場国内証券	253
	その他の非上場外国証券	537

- 7.保有目的を変更した有価証券 該当ありません。
- 8.その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成19年3月31日現在) 該当ありません。
- 9.子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの (平成19年3月31日現在) 該当ありません。

当事業年度

- 1.売買目的有価証券 (平成20年3月31日現在) 該当ありません。
- 2.満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在) 該当ありません。
- 3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在) 該当ありません。
- 4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) 該当ありません。
- 5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) 該当ありません。
- 6.時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成20年3月31日現在)

 (金額単位:百万円)

 金額

 満期保有目的の債券

 非上場外国債券

 その他有価証券
 790

 非上場国内株式(店頭売買株式を除く)
 12

 非上場外国株式

 その他の非上場国内証券
 222

 その他の非上場外国証券
 554

- 7.保有目的を変更した有価証券 該当ありません。
- 8.その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成20年3月31日現在) 該当ありません。
- 9.子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの (平成20年3月31日現在) 該当ありません。

(金銭の信託関係)

- 前事業年度 (平成19年3月31日現在) 該当ありません。
- . 当事業年度 (平成20年3月31日現在) 該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

- . 前事業年度 (平成19年3月31日現在) 該当ありません。
- ・ 当事業年度 (平成20年3月31日現在) 該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

- . 前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
- 1.取引の状況に関する事項

(1)金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

当行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しております。

(2)取引内容

当行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っております。

(3)金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクであります。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクであります。

(4)上記リスクに対する当行の対応について

信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しております。

市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引(資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと原則として相殺されております。

金融派生商品等信用リスク額(平成19年3月31日現在)

(金額単位:億円)

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	26,097	441
通貨スワップ	45,921	3,987
先物外国為替予約	23	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネッティングによる信用リスク削減効果		2,010
合 計	72,042	2,418

(注)信用リスク額は国際統一基準によって算定したものであります。

2.取引の時価等に関する事項

(1)金利関連取引(平成19年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	1	-
	金利先渡契約	-	-	-
店 頭	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	1	-
	合 計	-	•	-

(注) ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2)通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	•	•	-
	通貨スワップ	1	1	-
店 頭	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

- (注)「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。
 - (3)株式関連取引 該当ありません。
 - (4)債券関連取引 該当ありません。
 - (5)商品関連取引 該当ありません。
 - (6)クレジットデリバティブ取引 該当ありません。

. 当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1.取引の状況に関する事項

(1)金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

当行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しております。

(2)取引内容

当行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っております。

(3)金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクであります。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクであります。

(4)上記リスクに対する当行の対応について

信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しております。

市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引 (資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと原則として相殺されております。

金融派生商品等信用リスク額(平成20年3月31日現在)

(金額単位:億円)

		(#
	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	24,138	730
通貨スワップ	36,129	7,845
先物外国為替予約	12	0
その他金融派生商品取引	•	-
ネッティングによる信用リスク削減効果		1,240
合 計	60,280	7,335

(注)信用リスク額は国際統一基準によって算定したものであります。

2.取引の時価等に関する事項

(1)金利関連取引(平成20年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	•	•
	金利先渡契約	-	-	-
店頭	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	1	-

(注) ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2)通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	•	•	-
	通貨スワップ	1	1	-
店 頭	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

- (注)「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。
 - (3)株式関連取引 該当ありません。
 - (4)債券関連取引 該当ありません。
 - (5)商品関連取引 該当ありません。
 - (6)クレジットデリバティブ取引 該当ありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位:百万円)

	区分	第8期末 (平成19年3月31日)	第9期末 (平成20年3月31日)
退職給付債務	(A)	14,518	14,803
年金資産	(B)	4,486	4,130
未積立退職給付債務	(C)=(A)+(B)	10,031	10,673
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	-	-
未認識数理計算上の差異	(E)	-	-
未認識過去勤務債務	(F)	-	-
貸借対照表計上額純額	(G) = (C) + (D) + (E) + (F)	10,031	10,673
前払年金費用	(H)		
退職給付引当金	(G) (H)	10,031	10,673

(注)厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3.退職給付費用に関する事項

(金額単位:百万円)

区分	第8期末 (平成19年3月31日)	第9期末 (平成20年3月31日)
勤務費用 知自弗里	547	528
利息費用 期待運用収益	286 62	289 67
過去勤務債務の費用処理額	-	-
数理計算上の差異の費用処理額 会計基準変更時差異の費用処理額	23	622
その他(臨時に支払った割増退職金等)		
退職給付費用	<u>794</u>	<u>1,373</u>

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	第8期末 (平成19年3月31日)	第9期末 (平成20年3月31日)
(1)割引率	2.0%	2.0%
(2)期待運用収益率	1.5%	1.5%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	-	-
(5)数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	発生年度に一括償却
(6)会計基準変更時差異の処理年数	-	-

(関連当事者との取引)

- . 前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) 関連当事者との取引において記載すべき重要なものはありません。
- . 当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) 関連当事者との取引において記載すべき重要なものはありません。

(重要な後発事象)

- 前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) 該当ありません。
- . 当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) 該当ありません。

附属明細表

第9期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 有形固定資産等明細表

	(並設于位, 日八八)								H (H / J J /
資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引期末残 高	摘要
	建物				19,166	11,395	552	7,770	
有彩	土地				9,556			9,556	
有形固定資産	建設仮勘定				22			22	
産	その他の有形固 定資産				3,787	3,095	158	692	
	計				32,532	14,491	711	18,041	
無	ソフトウエア				3,929	2,022	644	1,907	
無形固定資産	その他の無形固 定資産				800	64	1	735	
産	計				4,729	2,087	645	2,642	
繰延資産	債券発行費	2,673	720	1,103	2,290	1,144	641	1,145	

⁽注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 債券明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率	担保	償還期限	摘要
		百万円	百万円	%			
政府保証付		164,477	48,230				
日本輸出入銀行	平成9年6月	(EUR 1,044,863千)	(EUR304,898千)	5.750	一般担保	平成20年6月	
第40次債券			[48,230]				
		981,901	975,428				
政府保証付		(JPY 60,000百万)		3.250 ~			
国際協力銀行	平成11年11月~	(USD 5,399,277千)	(USD 6,892,104千)	7.000	一般担保	平成20年7月~	
第1、5~16次債券	平成20年3月	(EUR 1,750,000千)	(EUR 1,750,000千)			平成28年3月	
		(THB 3,000,000千)	(THB 3,000,000千)				
			[79,093]				
国際協力銀行債券	平成13年10月~	829,706	1,029,715	0.540 ~		平成21年9月~	
第2、4、6、8、10、	平成19年11月	(JPY 829,706百万)	(JPY 1,029,715百万)	2.090	一般担保	平成37年12月	
12~29回債券							
合計		1,976,086	2,053,373				

- (注) 1. 「前期末残高」および「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
 - 2. 「当期末残高」の欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
 - 3. 決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

(金額単位:百万円)

1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	
	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
127,323	150,109	259,588	325,094	359,519	

4. 債券の信託型デット・アサンプション(債務履行引受契約)に係る偶発債務 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に 基づき債務を譲渡しています。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去していますが、 同債券の債権者に対する債券償還義務は債券償還時まで存続します。

銘 柄	譲渡金額(百万円)
第7回国際協力銀行債券	60,000
第9回国際協力銀行債券	50,000
第11回国際協力銀行債券	50,000

3. 借入金等明細表

(金額単位:百万円)

区分		前期末残高 当期末残高 平均利率		平均利率(%)	返済期限	摘要
借用金		4,380,023	3,665,483	1.43		
	財政融資資金借入金	4,342,505	3,649,403	1.43	平成20年4月~	
	旧簡易生命保険資金借入金	37,518	16,080	2.08	平成29年6月	
1年以内に返済予定のリース債務		-	-	-	-	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)		-	-	-	-	

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
 - 2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内
借入金	1,015,132	599,829	500,927	367,356	331,494

4. 引当金明細表

(金額単位:百万円)

	区分		前期末残高	当期増加額	当期》	当期減少額		摘要
			削期不%同		目的使用	その他	当期末残高	刊女
	一般貸倒引当金		25,064	15,041		25,064	15,041	
貸倒引	個別貸倒引当金		92,698	6	2,086	328	90,290	
当金		うち非居住者向け債権	92,698	6	2,086	328	90,290	
	特定海外債権引当勘定		12,299	10,894		12,299	10,894	
賞	賞与引当金		637	641	637		641	
	計		130,699	26,583	2,723	37,691	116,867	

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・・・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・・・・・・主として債務者の業況改善による取崩額

うち非居住者向け債権分・・・主として債務者の業況改善による取崩額

特定海外債権引当勘定・・・・・洗替による取崩額

(2) 主な資産及び負債の内容

第9期末(平成20年3月31日現在)の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

資産の部

預 け 金 日本銀行への預け金 111,245 百万円及び他の銀行への預け金 194,143 百万円であります。

未 収 収 益 未収貸付金利息 62,493 百万円その他であります。

その他の資産 仮払金5百万円その他であります。

負債の部

未 払 費 用 未払借入金利息 10,301 百万円、未払債券利息 22,418 百万円その他であります。

その他の負債 仮受金 1,486 百万円その他であります。

(3)その他

該当事項なし